

国民の視点を受け入れぬ裁判官！

2015年2月3日、最高裁判所第二小法廷（千葉勝美裁判長）は、裁判員の下した死刑判決を覆し無期懲役の判決を出した。国民が命がけで考えた判断を、いとも簡単に否定したのである。過去の裁判例と公平性を保ちながら判断する能力が国民に無いと言うのである。

今まで裁判は、加害者の命は重視するが、被害者の命は軽視したものであった。国民の視点を失い、命が不平等に扱われていた。そこで2009年、最高裁は「刑事裁判に国民の視点を反映させる」とのことで裁判員制度を設けたのである。裁判員は、それに従い国民の視点で死刑判決を出したのである。

殺人は究極の罪である。罪と罰は均衡であらねばならない。その究極の罪に対して、究極の刑罰である死刑の適用がなぜ「不公平」と言うのか。裁判員の判断は「慎重さ」「公平性」がないと言うのである。これでは、国民を馬鹿扱いしているとしか思えない。裁判員は、国民的視点が欠如した過去の裁判例をも考慮し、それでもなお、死刑の選択は真にやむを得ないと判断したのである。その国民の視点を無視するなら、国民が命がけで裁判に加わる裁判員裁判は意味のないものとなる。国民が真剣かつ謙虚に、加害者と被害者に向きあい、命がけで決定した判断を簡単に否定されては、たまったものではない。

裁判員は、裁判例を見ず共通認識をもたず議論したとも言うのである。職業裁判官のみが、広く公平に物事を判断できるとも言うのであろうか。それは思い上がりも甚だしい。これは一部の裁判官だけだと信じたい。さもなければ、日本の裁判は国民から乖離し、信頼を失い、国家そのものが不安定となる。

国民の価値観や許容度は、時代によって変動しているのである。一昔前に許容されたものも、現代では受け入れられないこともある。また、その反対もある。これらを認めて受け入れていくのが進歩である。専門職だからとて公平に判断できるとは限らない。専門職は物事を深く見つめるが、それだけ視野は狭くなり、広く見渡せず公平性を欠きやすい。今回の裁判官は、この事に気づくべきである。プライドだけでは進歩もなく正義も保たれない。この棄却判決を出した裁判官に深く反省を促す。

2015.2.9 あすの会/幹事 高橋幸夫